

岐阜市HACCP認定マーク使用取扱要領

平成28年 3月 3日決裁

改正 平成29年 3月31日決裁

改正 令和 3年 2月 3日決裁

改正 令和 6年 1月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市HACCP導入施設認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）で認定された食品等営業者が使用する「岐阜市HACCP認定マーク」（以下「認定マーク」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第17条第2項の規定による認定マークのデザインは別紙のとおりとする。

(使用者)

第3条 要綱第8条第1項の規定により岐阜市HACCP導入施設認定書の交付を受けた者（以下「認定営業者」という。）に認定マークの使用を認める。

(使用範囲の制限)

第4条 認定マークの使用の範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認定を受けた工程を有する施設に表示する場合
- (2) 認定を受けた工程を有する施設で使用する配送車両又は運搬容器に表示する場合
- (3) 認定を受けた工程で製造又は加工された製品に表示する場合
- (4) 認定を受けた工程で製造又は加工された製品を販売する販売店において、製品に近接した掲示（プライスカード等）に表示する場合
- (5) 認定営業者のホームページ又はパンフレット、名刺に表示する場合
- (6) その他、市長が使用を適正と認める場合

(使用申請)

第5条 認定営業者は、認定マークを使用するときは、岐阜市HACCP認定マーク使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項の規定を準用する。

(使用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その使用範囲が第4条各号に掲げる事項と認められる場合に認定マークの使用を承認する。

2 前項の規定による承認は、岐阜市HACCP認定マーク使用承認通知（様式第2号）により

行うものとし、市長は使用承認にあたって必要な条件を付すことができる。

- 3 前項の承認を受けた者は、認定マークの使用状況について、前年度分を4月末までに岐阜市HACCP認定マーク使用報告書（様式第3号）により認定マークを使用したことを証する資料を添付し、市長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条第1項の規定を準用する。
- 5 市長は、認定マークの使用者に対し、使用状況についての実地調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

（承認取消）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 第10条各号に掲げる遵守条項に違反し、改善を指導したにもかかわらず改善されない場合
- (2) その他、市長が認定マークの使用状況を不相当と認める場合

（使用料）

第8条 認定マークの使用料は無料とする。

（データの提供）

第9条 市長は、第3条に基づく使用者に認定マークの電子データを提供するものとする。

2 提供を受けた使用者は、電子データを適正に管理しなければならない。

（使用上の遵守条項）

第10条 認定マークの使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 定められた色、形状等を正しく使用し、縦横比率等形質の改変又は他のイラストを重ねた使用等をしないこと。
- (2) 承認を受けた用途に限って使用し、承認条件に従うこと。
- (3) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、認定マークの使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 2月 3日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 1月29日から施行する。

別紙



(注意事項)

表示色は提供する電子データに基づいたカラー表示又は白黒の単色とすること。